

日向市伐採及び伐採後の造林の届出及び 森林の状況報告に関する事務取扱要領

第1 趣旨

この事務取扱要領（以下「要領」という。）は、日向市における森林法（昭和26年法律第249号）第10条の8第1項の規定による伐採及び伐採後の造林の届出書（以下「伐採等届出書」という。）及び第10条の8第2項の規定による伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況報告書（以下「状況報告書」という。）の事務取扱について、林野庁が定める「伐採及び伐採後の造林の届出制度市町村事務処理マニュアルについて」及び「宮崎県伐採及び伐採後の造林の届出及び森林の状況報告に関する事務処理等マニュアル」に基づき定め、もって森林所有者、造林者及び伐採事業者（以下「森林所有者等」という。）による適正な森林施業の実施と併せて誤伐及び盗伐の防止を図ることを目的とする。

第2 伐採等届出書の事務処理

- 1 市長は、要領の内容を森林所有者等に周知し、適正かつ円滑な伐採等届出書の事務処理を行うものとする。
- 2 市長は、森林所有者等により作成された「伐採及び伐採後の造林の届出書（様式第1号）」に加え、次に掲げる添付書類の提出をもって、伐採等届出書の受理を行うものとする。
- 3 伐採等届出書に添付する書類は、次の表によるものとする。

	添付書類	備考
1	伐採及び伐採後の造林の届出書 チェックリスト	【チェック項目】 ① 確認事項 ② 伐採の目的 ③ 記載事項の確認 ④ 添付書類の確認 必須 伐採届出書を提出する者が作成すること。
2	伐採地が特定できる書類	位置図、字図、地籍図、 森林計画図等 必須
3	伐採行為に関する権原を有し、土地境界等の紛争解決を誓約する書類	誓約書（様式第4号） 必須

	添 付 書 類	備 考	
4	土地所有者が確認できる書類	<ul style="list-style-type: none"> ・登記簿謄本 ・登記事項要約書 ・名寄帳 ・固定資産納税通知書等 	市長が必要と認めた場合
5	森林所有者等の住所が確認できる書類	マイナンバーカード、住民票、免許証等	市長が必要と認めた場合
6	伐採林地の境界確認を証する書類	隣接所有者が境界確認したことがわかる書類（記名、押印のある書類等）	市長が必要と認めた場合
7	地元や関係団体、関係施設管理者との協議 <ul style="list-style-type: none"> ・地元自治会 ・土地改良区、水利組合、施設管理者等 	協議書、承諾書等	市長が必要と認めた場合
8	その他	立木の売買契約書、土地の売買契約書等	市長が必要と認めた場合

※ 「4 土地所有者が確認できる書類」は、公的機関が発行する書類とする。

※ 「5 森林所有者等の住所が確認できる書類」は、公的機関が発行した写真付き書類又は住民票等とする。

- 4 市長は、伐採等届出書に記載された内容が日向市森林整備計画に適合すると認められる場合は、届出者の申し出に応じて確認通知書又は適合通知書を送付するものとする。
- 5 市長は、伐採等届出書に記載された内容が日向市森林整備計画に適合していないと認められる場合には、計画を変更すべき旨を文書等で指導し、その指導に従わない場合には、届出者に対し「変更命令」を行うものとする。
ただし、伐採の目的が森林以外の用途への転用を行うものである場合には、伐採の方法が日向市森林整備計画に適合していないものであっても、変更命令の対象としない。
- 6 市長は、伐採等届出者が「変更命令」に従わず伐採を続けた場合には、「無届伐採」として告発の対象となることを、届出者に文書により通知するものとする。

第3 伐採等届出の変更届出書に係る事務処理

- 1 市長は、伐採等届出書の記載内容に変更が生じた場合、変更が生じてから14日以内に当該届出者に「伐採等届出に係る変更届出書」（様式第2号）を提出させ、これを受理するものとする。
ただし、伐採箇所が変わる場合には、その旨連絡し、新たに伐採等届出書を提出させるものとする。

【届出内容変更例】

- ・ 森林の所有権等権原を有する者が変わる場合
 - ・ 伐採、あるいは開発する面積が変わる場合
 - ・ 伐採の方法が変わる場合（択伐から皆伐等）
 - ・ 伐採する樹種や林齢が違っていた場合
 - ・ 伐採後の造林の方法や期間、造林樹種が変わる場合
 - ・ 伐採だけの届出であったが、開発を伴う計画となった場合
 - ・ 伐採跡地の用途が変わる場合
 - ・ その他上記に該当しない変更の場合
- 2 市長は、上記の提出があった場合には、第2「伐採等届出書の事務処理」に準じて処理を行うものとする。

第4 伐採届旗の交付及び設置

- 1 市長は、伐採等届出書又は日向市伐採届旗の設置取扱要領（以下「設置要領」という。）に基づく伐採届旗交付申請書の提出があった場合、設置要領第2条の規定により、伐採届旗（別図1）を交付するものとする。
- 2 市長は、設置要領第3条の規定により、交付した伐採届旗を伐採地周辺の分かりやすい場所に設置させなければならないものとする。
- 3 市長は、伐採届旗の近くに、市町村名、申請者の氏名又は会社名、適合通知番号、伐採面積及び伐採期間等を記載した標識（別図2）を設置するよう森林所有者等に努めさせるものとする。
- 4 市長は、設置要領第4条の規定により、交付した伐採届旗を伐採が終了した後、速やかに返却させるものとする。

第5 状況報告の事務処理

- 1 市長は、森林所有者（造林者）に、人工造林又は天然更新による造林が終わった日（伐採跡地が森林以外の用途に供されることになる場合は、伐採が終わった日）から30日以内に「伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況報告書」（様式第3号）を提出させることで、伐採後の森林の状況報告を行わせなければならない。
- 2 市長は、上記の報告を受けた場合には、現地調査又はその他の方法により森林の状況を確認するものとする。
なお、必要があると認められる場合には、森林所有者（造林者）に立会を求めることができる。
- 3 市長は、天然更新による造林が宮崎県天然更新完了基準（平成19年10月、平成24年2月定め。）を満たしていない場合には、日向市森林整備計画に基づき、植栽等により確実に更新を行うよう森林所有者（造林者）に指導するものとする。

附 則

この事務取扱要領は、平成30年4月1日から施行するものとする。

附 則

この事務取扱要領は、令和2年4月1日から施行するものとする。